

国東市公告

国東市放課後英語学習委託業務公募型プロポーザル（業務提案書）の提出に関して次のとおり公告する。

令和5年5月2日

国東市教育委員会
教育長 小俣 秀之

1 趣旨

国東市立志成学園の児童生徒に、学校の授業で学習した表現の活用と複数の講師を相手に直接やり取りをする機会を充実させ、コミュニケーションのスキルを向上させることを目的として、国東市放課後英語学習業務の受託者を選定するにあたり、事業者の柔軟かつ高度な発想力・企画力、豊富な経験等を求めたく、公募型プロポーザルを実施するものである。

2 業務概要

- (1) 事業名 国東市放課後英語学習委託業務
- (2) 業務場所 大分県国東市武蔵町成吉 国東市立志成学園内の教室
- (3) 契約期間 契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで
- (4) 契約限度額 委託契約限度額は9,845,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。
(内訳) 志成学園（小学校）4,274,000円
志成学園（中学校）5,571,000円
ただし、上記の金額は契約時の予定金額を示すものではない。

3 日程

- (1) 質問書の提出期限 令和5年5月11日(木) 午後5時まで
- (2) 質問の回答 令和5年5月12日(金) 午後5時まで
- (3) 参加申込期限 令和5年5月16日(火) 午後5時まで
- (4) 提案書の提出期限 令和5年5月19日(金) 午後5時まで
- (5) 選考審査会 令和5年5月29日(月)
- (6) 選考結果の通知 令和5年5月30日(火) 予定

4 参加資格

この選考に参加できる事業者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 業務提案審査日までに、本市競争入札参加の資格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続きの申立てがなされていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員がその役員となっている法人その他暴力団員が経営に関与していないと認められるもので、適正な競争を妨げる恐れがないと認められるもの。

5 参加に係る留意事項

- (1) 参加事業者1者につき1申請とする。
- (2) 本プロポーザルの応募に係る一切の経費については参加者の負担とし、当市はこれを負担しない。また、受理した提出書類等は、選考結果に関わらず一切返却しない。
- (3) 提出書類の著作権は参加者に帰属するものとし、参加者に無断で使用することはない。ただし、当市は本プロポーザル手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、業務提案書等の複製、記録及び保存等を行う。
- (4) 最優秀者の業務提案書については、市ホームページ及びマスコミ等への公開に使用できるものとする。この場合、提案者名を明示する。

6 問合せ先及び提出先

郵便番号 873-0503

住 所 大分県国東市国東町鶴川160番地2

担 当 課 国東市教育委員会学校教育課企画調整係 担当 末平・相部

電 話 0978-73-0066

F A X 0978-73-0067

E-mail gakko-kyoiku@city.kunisaki.lg.jp

7 その他

詳細は、国東市放課後英語学習委託業務公募型プロポーザル実施要領によるものとする。